

## 三重県土地改良区等電気料金高騰対策緊急支援事業費補助金交付要領

### (目的)

第1条 コロナ禍において外食需要の落ち込み等により米価が下落している中、さらに原油価格高騰により電気料金が値上がりし農業者が大きな影響を受けている状況を踏まえ、農業者の負担軽減に資するべく、国営、県営土地改良事業または国、県から補助を受けて造成された、土地改良区等（土地改良区、土地改良区連合および複数の農業者が利用する農業水利施設を管理している農業者が構成員となる団体をいう。以下同じ。）が管理する用排水機場等の農業水利施設の操作・運転に要する電気料金の高騰分に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）、農林水産部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第249号。）および三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（平成22年2月1日施行。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

### (補助対象、補助率および事業主体)

第2条 補助対象施設および補助率は、次のとおりとする。なお、補助対象期間は令和4年4月分から令和4年10月分の電気料金とする。

ア 補助対象施設：国営、県営土地改良事業または  
国、県の補助を受けて造成した農業水利施設

イ 補助対象：令和4年4月から令和4年10月分の  
使用電力量に対する電気料金の一部

ウ 補助率：2分の1以内

※補助金の額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

2 事業主体は、上記施設を管理している土地改良区等とする。

### (事業の採択)

第3条 事業を実施しようとする事業主体は、採択申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて別に定める日までに知事に提出するものとする。

(1) 事業計画書

(2) 国または地方公共団体による農業水利施設に要する電気料金に係る補助金等活用状況報告書

2 知事は、採択申請書の内容を審査のうえ対象施設を決定し、採択通知書（別記様式第2号）により事業主体へ採択内容を通知するものとする。

3 事業主体は、事業を変更または中止しようとするときは、速やかに事業（変更・中止）申請書（別記様式第3号）を知事に提出し、承認を得るものとする。

(状況報告)

第4条 事業主体は、知事が必要と認める場合には、別に定める日現在における補助事業の遂行および収支の状況について、別に定める日までに事業遂行状況報告書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(補助金交付申請および実績報告)

第5条 事業主体は、規則第3条の規定による補助金の交付を申請しようとするときは、知事が別に定める日までに補助金交付申請書（別記様式第5号または第5-2号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 出来高調書（別記様式第6号）
- (2) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第7号）
- (3) 構成員名簿、定款または規約等

※(3)は土地改良区、土地改良区連合以外の場合のみ

- 2 知事は、前項の申請書を受理したときは、これを審査するものとし、補助金の交付を決定した場合は、別記様式第8号により通知するものとする。
- 3 規則第12条に規定する補助金の実績報告は、第1項の補助金交付申請書の提出をもって実績報告書の提出があったものとみなす。
- 4 事業主体は、第1項の申請書を提出するにあたっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の額の確定および請求)

第6条 規則第13条に規定する補助金の額の確定は、前条第2項の交付決定の通知をもって額の確定があったものとみなす。

- 2 事業主体は、前項の通知を受けたときは、直ちに補助金交付請求書（別記様式第9号）を知事に提出しなければならない。

(標準事務処理期間)

第7条 標準事務処理期間は、次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定  
規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内

(書類の経由)

第8条 事業主体は、規則およびこの要領の規定により知事に提出する書類を三重県農林水産部長あて提出するものとする。

(帳簿等の保存期間)

第9条 事業主体は、事務に関する帳簿および書類を当該事業終了の翌年度から起算して5年間整備保存しなければならない。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 事業主体は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（別記様式第10号）を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

付 則

この要領は、令和4年10月20日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年1月23日から施行する。

別記様式第1号

令和4年度 土地改良区等電気料金高騰対策緊急支援事業  
採 択 申 請 書

番 号  
令和 年 月 日

三重県知事 一見 勝之 あて

住所又は所在地  
名 称  
代表者役職・氏名

事業を実施したいので、三重県土地改良区等電気料金高騰対策緊急支援事業費補助金交付要領第3条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

関係書類

- (1) 事業計画書
- (2) 国または地方公共団体による農業水利施設に要する電気料金に係る補助金等活用状況報告書

※土地改良区と任意団体が合同で申請する場合は、当該土地改良区から申請し、任意団体の施設は、事業計画書の「対象施設名」欄に当該団体名等を（ ）書きで明示することとする。

発行責任者氏名	
発行担当者氏名	
連絡先電話番号	

別記様式第2号

令和4年度 土地改良区等電気料金高騰対策緊急支援事業  
採 択 通 知 書

番 号  
令和 年 月 日

事業主体名

代表者氏名 様

三重県知事 一見 勝之

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった土地改良区等電気料金高騰対策緊急支援事業の実施について、下記のとおり採択したので、三重県土地改良区等電気料金高騰対策緊急支援事業費補助金交付要領第3条第2項に基づき通知します。

記

- 1 国営、県営土地改良事業または国、県の補助を受けて造成した農業水利施設に対する支援

採択施設：事業計画書のNo. ○から○ を採択する。

令和4年度 土地改良区等電気料金高騰対策緊急支援事業  
事業（変更・中止）申請書

番 号  
令和 年 月 日

三重県知事 一見 勝之 あて

住所又は所在地

名 称

代表者役職・氏名

令和 年 月 日に提出した下記の土地改良区等電気料金高騰対策緊急支援事業の実施については、三重県土地改良区等電気料金高騰対策緊急支援事業費補助金交付要領第3条第3項の規定により（変更・中止）したいので申請します。

記

- 1 国営、県営土地改良事業または国、県の補助を受けて造成した農業水利施設に対する支援

施設名	備考

- 2 （変更・中止）の理由：変更・中止の理由を詳細に記載する。

※変更の場合 事業計画書を添付し、変更前後がわかるよう変更前の内容を上段（ ）書きで表記する。

発行責任者氏名	
発行担当者氏名	
連絡先電話番号	

別記様式第 4 号

令和 4 年度 土地改良区等電気料金高騰対策緊急支援事業  
遂 行 状 況 報 告 書

番 号  
令和 年 月 日

三重県知事 一見 勝之 あて

住所又は所在地  
名 称  
代表者役職・氏名

令和 年 月 日付け 第 号で採択通知のあった土地改良区等電気料金高騰対策緊急支援事業について、 月末日現在の事業遂行状況を三重県土地改良区等電気料金高騰対策緊急支援事業費補助金交付要領第 4 条の規定により報告します。

記

1 事業遂行状況（別記様式第 4 号(補)のとおり）

発行責任者氏名	
発行担当者氏名	
連絡先電話番号	

令和4年度 土地改良区等電気料金高騰対策緊急支援事業  
補助金交付申請書

番 号  
令和 年 月 日

三重県知事 一見 勝之 あて

住所又は所在地

名 称

代表者役職・氏名

令和 年 月 日付け 第 号で採択通知のあった土地改良区等電気料金高騰対策緊急支援事業を実施したので、補助金 円を交付されるよう、三重県土地改良区等電気料金高騰対策緊急支援事業費補助金交付要領第5条第1項の規定により、下記のとおり関係資料を添えて申請します。

なお、この申請に当たり三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱第5条に該当する事実が判明したときは、三重県補助金等交付規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

施設名	補助対象事業費	補助金額
	円	円

関係書類

- (1) 出来高調書（別記様式第6号）
- (2) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第7号）
- (3) 構成員名簿、定款または規約

※土地改良区、土地改良区連合については、(3)の添付は不要とする。

発行責任者氏名	
発行担当者氏名	
連絡先電話番号	

令和4年度 土地改良区等電気料金高騰対策緊急支援事業  
補助金交付申請書

番 号  
令和 年 月 日

三重県知事 一見 勝之 あて

住所又は所在地

名 称

代表者役職・氏名

土地改良区等電気料金高騰対策緊急支援事業を実施したので、補助金 円を交付されるよう、三重県土地改良区等電気料金高騰対策緊急支援事業費補助金交付要領第5条第1項の規定により、下記のとおり関係資料を添えて申請します。

なお、この申請に当たり三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱第5条に該当する事実が判明したときは、三重県補助金等交付規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

施設名	補助対象事業費	補助金額
	円	円

関係書類

- (1) 出来高調書（別記様式第6号）
- (2) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第7号）
- (3) 構成員名簿、定款または規約等

※土地改良区、土地改良区連合については、(3)の添付は不要とする。

発行責任者氏名	
発行担当者氏名	
連絡先電話番号	



## 暴力団排除に関する誓約書

土地改良区等電気料金高騰対策緊急支援事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、三重県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

### 記

1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。(役員等は別紙に記載)

- (1) 暴力団(三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱(平成22年2月1日施行。以下「要綱」という。)第2条第3号に規定する暴力団をいう。)
- (2) 暴力団関係者(要綱第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。)
- (3) 暴力団関係法人等(要綱第2条第5号に規定する法人等をいう。)
- (4) 暴力団等(要綱第2条第6号に規定するものをいう。)
- (5) 前4号に掲げる者のいずれかが役員等(要綱第2条第2号に規定する者をいう。)となっている法人その他の団体

令和 年 月 日

(あて先) 三重県知事

(誓約者)

住所(または所在地)

氏名(または法人格及び代表者氏名)

三重県指令 第 号  
令和 年 月 日

事業主体名  
代表者氏名 様

三重県知事 一見 勝之

令和4年度 土地改良区等電気料金高騰対策緊急支援事業費補助金の  
交付決定について（通知）

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった土地改良区等電気料金高  
騰対策緊急支援事業費補助金については、三重県土地改良区等電気料金高騰対策緊急支援事業費  
補助金交付要領第5条第2項の規定により、下記のとおり交付することとしたので、三重県補助  
金等交付規則第6条の規定により通知する。

記

補助対象事業費および補助金額

施設名	補助対象事業費	補助金額
	円	円

- 1 補助対象事業者は、三重県土地改良区等電気料金高騰対策緊急支援事業費補助金交付要領に定めるところに従うこと。
- 2 補助対象事業者は、三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱別表に掲げる一に該当しないこと及び同要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

令和4年度 土地改良区等電気料金高騰対策緊急支援事業  
補助金交付請求書

住所又は所在地

名 称

代表者役職・氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定（額の確定）の通知があつた令和4年度 土地改良区等電気料金高騰対策緊急支援事業費補助金を上記のとおり交付されるよう、三重県土地改良区等電気料金高騰対策緊急支援事業費補助金交付要領第6条第2項の規定により請求します。

令和 年 月 日

三重県知事 一見 勝之 あて

記

1 補助金請求額

金 額		百万	拾万	万	千	百	拾	円
-----	--	----	----	---	---	---	---	---

2 補助金交付確定額 金 円

3 振込口座

金融機関名	銀行 ・ 信用金庫
支 店 名	本店 ・ 支店 ・ 支所
預 金 種 別	当座預金 ・ 普通預金
口 座 番 号	
口 座 名 義	

発行責任者氏名	
発行担当者氏名	
連絡先電話番号	

令和 4 年度 土地改良区等電気料金高騰対策緊急支援事業  
消費税等仕入れ控除税額報告書

第 号  
令和 年 月 日

三重県知事 一見 勝之 あて

住所又は所在地  
名 称  
代表者役職・氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった令和 4 年度 土地改良区等電気料金高騰対策緊急支援事業について、三重県土地改良区等電気料金高騰対策緊急支援事業費補助金交付要領第 10 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- |                                |   |   |
|--------------------------------|---|---|
| 1 令和 年 月 日付け 第 号による補助金の額の確定通知額 | 金 | 円 |
| 2 実績報告時に減額した消費税等仕入れ控除税額        | 金 | 円 |
| 3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入れ控除税額    | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 (3 - 2)             | 金 | 円 |

発行責任者氏名	
発行担当者氏名	
連絡先電話番号	

## ■事業計画書

事業主体名

### 1 国営、県営土地改良事業または国、県の補助を受けて造成した農業水利施設

#### (1) 補助対象施設

No.	対象施設名	施設規模 (口径・台数等)	造成事業名・地区名

#### (2) 電気料金補助対象額 (推計)

契約種別	使用見込み量(kWh) ①	基準単価 (4円/kWh) ②	補助対象額 (推計) ①×②=③
特別高圧			
高圧			
低圧			
合計			

③ (合計) × 1/2 = 推計補助金額 円

#### ※特記事項

- ・ 「使用見込み量」は、令和4年4月から令和4年10月に使用する見込みの電力量とし、過去実績などから勘案して事業主体において算出すること。
- ・ 農業水利施設とその他の施設が混同する場合は、農業水利施設分を分別すること。
- ・ 土地改良区、土地改良区連合以外が申請する場合は、対象施設の所在地、写真を添付すること。
- ・ 上記様式により難しい場合は、適宜記入方法を協議すること。

■国または地方公共団体による農業水利施設に要する電気料金に係る補助金等活用  
状況報告書（令和 年 月 日時点）

事業主体名

補助金名	補助団体名 (市町名等)	補助対象額		補助率 ②	補助額 ①×②=③
		全額	①		
		増額分			
(例) 三重県土地改良区等電気料金 高騰対策緊急支援事業費補助金	三重県	○		1/2	
補助額 計					

※三重県以外への申請内容等がわかる書類（補助金交付要領、申請書等）を添付してください。

【注1】 三重県土地改良区等電気料金高騰対策緊急支援事業費補助金の採択申請時点における他の補助金等の活用状況を記載してください。採択申請時点で他の補助金等の活用がない場合でも、本様式は提出してください。

別記様式第4号(補)

事業主体名 \_\_\_\_\_

1 国営、県営土地改良事業または国、県の補助を受けて造成した農業水利施設

ア 使用電力量

契約種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	備考
特別高圧								
高圧								
低圧								

イ 推計事業費（上記電力量×補助金基準単価4円/kWh）

契約種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
特別高圧								
高圧								
低圧								
合計								…①

① × 1/2 = 推計補助金額 円

※使用電力量は、補助対象施設およびその付帯施設のものに限る。  
 ※上記様式により難しい場合は、適宜記入方法を協議すること。

事業主体名 \_\_\_\_\_

1 国営、県営土地改良事業または国、県の補助を受けて造成した農業水利施設

ア 使用電力量

契約種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	備考
特別高圧								
高圧								
低圧								

イ 補助対象事業費（上記電力量×補助金基準単価4円/kWh）

契約種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
特別高圧								
高圧								
低圧								
合計								…①

① × 1/2 = 推計補助金額 円

※使用電力量は、補助対象施設およびその付帯施設のものに限る。  
 ※上記様式により難しい場合は、適宜記入方法を協議すること。

別記様式第6号(補2)

契約種別

特別高圧 ・ 高圧 ・ 低圧

事業主体名

※該当するものに○をしてください

使用電力量

No	施設名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	備考
合計									

- ※別記様式第6号(補1)に集計される契約種別毎に分けて作成すること。
- ※各施設の使用電力量が月毎に判別できる資料を添付すること。(例:請求書の写し)
- ※上記様式により難しい場合は、適宜記入方法を協議すること。

